

平成 24 年 10 月 25 日

内閣総理大臣 野 田 佳 彦 様
厚生労働大臣 三 井 辨 雄 様
農林水産大臣 郡 司 彰 様
国家公安、消費者担当大臣 小 平 忠 正 様

一般社団法人 北海道消費者協会
会 長 橋 本 智 子

牛海綿状脳症（ B S E ）対策見直しに対する要請

国内で牛海綿状脳症（ B S E ）が確認されて早 11 年が経過しようとしています。未だ B S E の発生原因は特定されていません。また、B S E もこれまでの定型（伝達性）B S E の他に、新たに外見上から発見が難しい非定型（孤発型）B S E が確認され、その発生メカニズムは現在も十分に解明されていません。

このような中で、内閣府食品安全委員会は B S E の国内措置並びに国境措置を緩和する方向で評価（案）をまとめているようですが、消費者としては食の安全確保に対する不安を払拭することはできません。

つきましては、第 49 回北海道消費者大会の大会決議に基づき次のとおり要請します。

記

1 . 国内における B S E の発生は平成 14 年 1 月に出生した牛以降、B S E 陽性牛は確認されていないとされています。また、発見された B S E 陽性牛の中から、非定型 B S E が確認され、感染実験においては感染は確認されなかったとしています。

しかし、多くの日本人の遺伝型が非定型 B S E (L 型) に対して感受性が高いとされ、定型 B S E よりも高い病原性を有する可能性が指摘されていることを考慮すると、確認頭数が少ないとはいえ、国内で 23 ヶ月齢の非定型 B S E 牛が確認されたことは、極めて重大と考えます。

従って、より多くの牛による非定型 B S E の発生メカニズムや月齢ごとの感染性の究明が必要であり、現段階での国内措置の 31 ヶ月齢以上への緩和は時期尚早です。

2 . 米国産牛肉の B S E 検査体制は外見上で歩行困難牛や中枢神経症状等の症状を呈している牛に対してのみ実施されているとしています。

更に、米国からの輸入牛肉の中に特定危険部位が混じていた事例が 13 件を数えることをとって、その検査体制の信頼性には不安を感じます。

まして、外見上から感染の判断が難しい非定型 B S E に対しては、米国の B S E 検査体制では食肉の安全性確保は難しいと考えます。

従って、国民の不安が払拭されておらず、検査対象月齢の「21 ヶ月以上」から「31 ヶ月以上」への引き上げは認めるべきではありません。